

特別会計決算

(主な事業概要)

国民健康保険 (事業勘定)

国保世帯数は、前年に比べ27世帯減の285世帯、被保険者数は46人減の520人となりました。1世帯当たりの保険料は9万8389円で、5.3%の増となりました。

保険の給付では、被保険者1人当たりの負担額は28万1986円で、前年より1万4149円の減少となりました。また、被保険者のうち介護保険第2号被保険者数は、平均201人で、1人当たりの平均納付額は4万6128円となりました。

保険税の未納額は、71万円減少し、631万円となりました。会計の運営上、基金1500万円を取り崩しました。

国民健康保険 (直診勘定)

診療状況は、医科外来件数が前年に比べ221件減の6718件、歯科外来件数が8.8%減の264件となりました。全体の延べ患者数は、6.4%減の9967人で、診療収入は10.4%の減少となりました。

老人保健

後期高齢者医療制度に移行したために、制度施行前診療分の過誤調整の分と償還金のみで、前年より90%の減少となりました。

簡易水道

給水人口は、前年に比べ54人減の1700人、1戸あたりの月額平均使用料は、2222円減の4023円となりました。水道使用料の未納額は38万円増加し、436万円となりました。また、水道メーター交換業務が22年度へ繰越となりました。

町営バス

バス輸送人員は、前年に比べ1108人減の3万6826人、バス使用料は、10.2%の減少となりました。

公共下水道

水洗化人口は、前年に比べ54人減の1402人、率で80.4%となりました。下水道使用料の未納額は12万円増加し、206万円となりました。また、下水処理場の非常用発電装置等修繕工事が22年度へ繰越となりました。

介護サービス

介護予防に関する計画と支援及び居宅介護計画と支援に関する相談は、5144件となりました。高齢者生活福祉センターの利用状況は、居住部門が4世帯、延べ413日間の利用、配食サービスが年間1083食、デイサービスは1636人、ホームヘルプサービスは4560人となりました。

後期高齢者医療

保険者が宮城県後期高齢者医療広域連合であるため、被保険者535名分の保険料及び共通経費並びに保険料軽減分の納付金が主なるものです。なお、1人当たりの平均保険料は、前年に比べ4.8%増の1万8821円となりました。

特別会計決算状況

※千円単位以下調整

| 特別会計名 | 歳入 | 歳出 | 特別委員会審議結果 |
|---------------|----------|----------|-----------|
| 国民健康保険(事業勘定分) | 2億3936万円 | 2億3229万円 | 全員賛成で認定 |
| 国民健康保険(直診勘定分) | 9081万円 | 8829万円 | 全員賛成で認定 |
| 老人保健 | 350万円 | 316万円 | 全員賛成で認定 |
| 簡易水道 | 1億331万円 | 1億7万円 | 全員賛成で認定 |
| 町営バス | 2468万円 | 2405万円 | 全員賛成で認定 |
| 公共下水道 | 1億6364万円 | 1億5018万円 | 全員賛成で認定 |
| 介護保険 | 1億9431万円 | 1億8661万円 | 全員賛成で認定 |
| 介護サービス | 1554万円 | 1511万円 | 全員賛成で認定 |
| 後期高齢者医療 | 2796万円 | 2768万円 | 賛成8反対1で認定 |

監査委員 決算審査意見

町長から審査に付された平成21年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況について審査した結果は次のとおりです。

審査した証書、帳簿類は平成21年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書のほか、関係諸帳簿であります。

審査した期間は、7月1日から7月16日までの実日数9日間であります。

各会計の歳入歳出決算書と帳簿、証書類の照査を行うとともに、関係者から必要な書類の提出と説明を求め、更に過去の監査結果などを参考にしながら財政状況を把握するため計数分析を行うなど、厳正に審査を行いました。

その結果、審査に付されました各会計の決算書は、いずれも法令に遵守して処理されており、それらの計数は正確であり、行財政運

営、予算執行とも適正で正当なものと認められました。また、各基金の運用並びに保管状況についても審査を行いました。適正かつ効率的に運用されているものと認めました。

本決算年度は、緊急経済対策事業、緊急雇用創出事業などを最大限活用し、財政健全化に留意しつつ町民の視点に立った行政執行がなされていることとあります。また、町税等の収納対策では、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の不納欠損処分は、はなはだ遺憾と言わざるを得ません。これらの処分理由につきましても適正なものであります。不納欠損処分に至るまでの事務処理につきましても一部不適切な事務処理が散見されるところであります。今後の事務処理に万全を期していただきたい。さきの監査でも報告していますが、町税に係る収納対策はその努力の成果が見られる反面、各種使用料、貸付金等の収納率は低く、受益と負担の

適正化の上からも未収金の回収に努めていただきたい。このほか、行財政改革の最終年度における集中改革プランの総点検と未達成項目についての今後の推進に向けた方向付けを行うとともに、新たな行財政改革プランを早期に策定し、さらなる財政基盤の確立と町民の視点に立った行財政運営に努めていただきたい。

また、事務事業の効率化の取り組みについても、改善すべく提言してきたところであり、限られた職員で新規事業に対応しつつ、既存の事務を遂行しなければならず、事務の効率化が不可欠であります。なお一層の事務事業の見直しに努め、住民サービスの向上を図られるよう期待します。

なお、財政健全化法に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率のこれらの比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、良好であると求めました。

代表監査委員 高田信勝
監査委員 八巻章一

平成21年度決算 工事現場監査



▲第1リフト主減速機



▲下水道遠方監視装置



▲南蔵王大橋



▲関班消防詰所